

広労発基 0604 第9号

令和3年6月4日

公益社団法人広島県労働基準協会

会長 高場 敏雄 殿

広島労働局長



令和3年度における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた
労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施に係る対応について

標記について、新型コロナウイルス感染症の感染の状況や「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年5月28日最終変更））において、「政府は、（略）接種を実施する医療機関、医療関係者の確保に向けて、必要な取組を総動員し、ワクチン接種の円滑化・加速化を進めること」とされていること等を踏まえ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）等に基づく健康診断の実施については、別添のとおり取り扱うこととなりますので、傘下団体・企業（労働組合団体は「構成組織」）に対して周知をお願いいたします。

